

# 高槻市本庁舎広告付きモニター等設置事業 仕様書

## 1 事業内容

### (1) 事業名称

高槻市本庁舎広告付きモニター等設置事業

### (2) 設置場所

#### ア 所在地

高槻市桃園町2番1号

高槻市役所本庁舎 本館1階(約6.85㎡)

総合センター1階(約0.29㎡)

#### イ 開庁時間

午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝及び年末年始を除く)

なお、年末年始は12月29日～1月3日の期間とする。

※設置場所の詳細については、別紙「配置図」参照

### (3) 業務内容

ア 本庁舎において、高槻市広告付きモニター等設置事業者(以下「設置事業者」という)は、広告と行政情報を発信するためのモニターを設置する。

イ 設置事業者は、広告主を募集し、モニターに広告を掲載するとともに、モニター付近にパンフレットラックを設置し、広告の詳細情報を掲載したチラシ等を掲出する。

### (4) 本庁舎の使用形態

地方自治法第238条の4第2項第4号及び高槻市公有財産規則第25条により、第26条から第31条までを準用し、市有財産の有償貸付契約を締結するものとする。

### (5) 設置期間等

令和9年1月1日(金)から令和13年12月31日(水)

※契約締結日は、令和8年9月30日(水)を予定している。

※毎年、電気設備精密点検のため、本館は成人の前日曜日、総合センターは2月第3日曜日に終日停電することから、必要な措置を講じること。

## 2 モニター等の仕様

### (1) モニター9台(天井吊下型8台・壁掛型1台)

ア 横型55インチ(薄型で省スペース)

イ 周囲と調和の取れた色合いにすること。

ウ タイマーで日付・曜日・時間単位で管理、電源は待機状態ではなく主電源からオン・オフできるものとし、オンライン等により対応すること。

エ その他の仕様については、本市と協議の上、決定するものとする。

- (2) パンフレットラック 2 台 (床置き型 W800 mm×D450 mm×H1650 mm程度)
  - ア 角が鋭利とならないよう面取り加工やクッション材で対応すること。
  - イ 周囲と調和の取れた色合いにすること。
  - ウ その他の仕様については、本市と協議の上、決定するものとする。

### 3 広告及び行政情報

- (1) モニターで放映する広告については、高槻市広告事業実施要綱、高槻市広告掲載基準、その他関係する規定に基づき審査を行う。
- (2) 市から提供した素材をもとに行政情報を作成し、全放映枠の 4 分の 1 を上限として行政情報枠とすること。
- (3) 広告及び行政情報については、音声なしとする。
- (4) 放映する広告内容の入れ替えについては、設置事業者で行うこと。

### 4 設置等及び維持管理

- (1) モニター等の設置等
  - ア 設置については、本市と十分な打ち合わせの上、実施すること。
  - イ 本庁舎に負担の少ない方法で固定すること。
  - ウ 地震等の際に落下、転倒しないように防止策を十分講ずること。
  - エ 本庁舎の維持管理及び災害時の避難誘導に支障とならないように配慮すること。
  - オ 移設、移転、撤去等する際は、本市が承認する場合を除き原状回復すること。
  - カ 本庁舎のレイアウト変更等のやむを得ない事由により、モニター等を移設又は移転する場合は、本市と協議の上、移設又移転場所を決定するものとする。
  - キ 万一事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において対応すること。
  - ク 設置 (電源及びインターネット配線工事を含む。)、移設、移転、撤去等に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。
- (2) 維持管理
  - ア 故障、破損、汚損等については、設置事業者において速やかに復旧等の最適な措置を取ること。
  - イ モニター等における広告内容の変更等に関する作業は、設置事業者の希望日時を事前に調整した上で、本市が指定する日時に行うものとする。
  - ウ モニター等の故障、破損、汚損等及び維持管理は、設置事業者の責任において対応し、それに要する費用は設置事業者が負担すること。

### 5 広告の掲載

- (1) 広告主の募集は、設置事業者において行うものとする。

- (2) モニターで放映する広告内容については、高槻市広告事業実施要綱、高槻市広告掲載基準その他関係する規定に基づく審査を行うものとする。
- (3) 広告募集及び広告内容に関する一切の責任は、設置事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (4) 広告主の募集、掲載に関する一切の費用は設置事業者が負担するものとする。

## 6 チラシ等の掲出

- (1) チラシ等を掲出することができる広告主は、情報モニターに掲載する広告の広告主に限り、掲出、補充、撤去は、設置事業者において行うものとする。
- (2) チラシ等の内容については、高槻市広告事業実施要綱、高槻市広告掲載基準その他関係する規定に基づく審査を行うものとする。
- (3) チラシ等の内容に関する一切の責任は、設置事業者が負うものとし、本市は一切の責任及び負担を負わないものとする。
- (4) チラシ等の掲出に関する一切の費用は設置事業者が負担すること。

## 7 貸付料等

### (1) 貸付料

設置事業者は、設置場所を使用することの対価として、貸付料を本市に支払うものとし、納入された使用料は、原則として返還しない。

### (2) 電気使用料

設置事業者は、モニターの設置に係る電気使用料(各機器の消費電力×各月定格電灯料)を本市に支払うものとし、原則として返還しない。

## 8 その他

- (1) 設置事業者に決定した者は、速やかに本市と協議を行い、本事業に係る市有財産有償貸付契約を締結するものとする。
- (2) 設置事業者は、モニター等の仕様、施工管理方法、実施体制及びスケジュール等並びにモニターの広告掲載、パンフレットラックに掲出するチラシ等に関する事項について、あらかじめ本市と協議しなければならない。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、本市の指示に従うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは両者が協議してこれを解決するものとする。